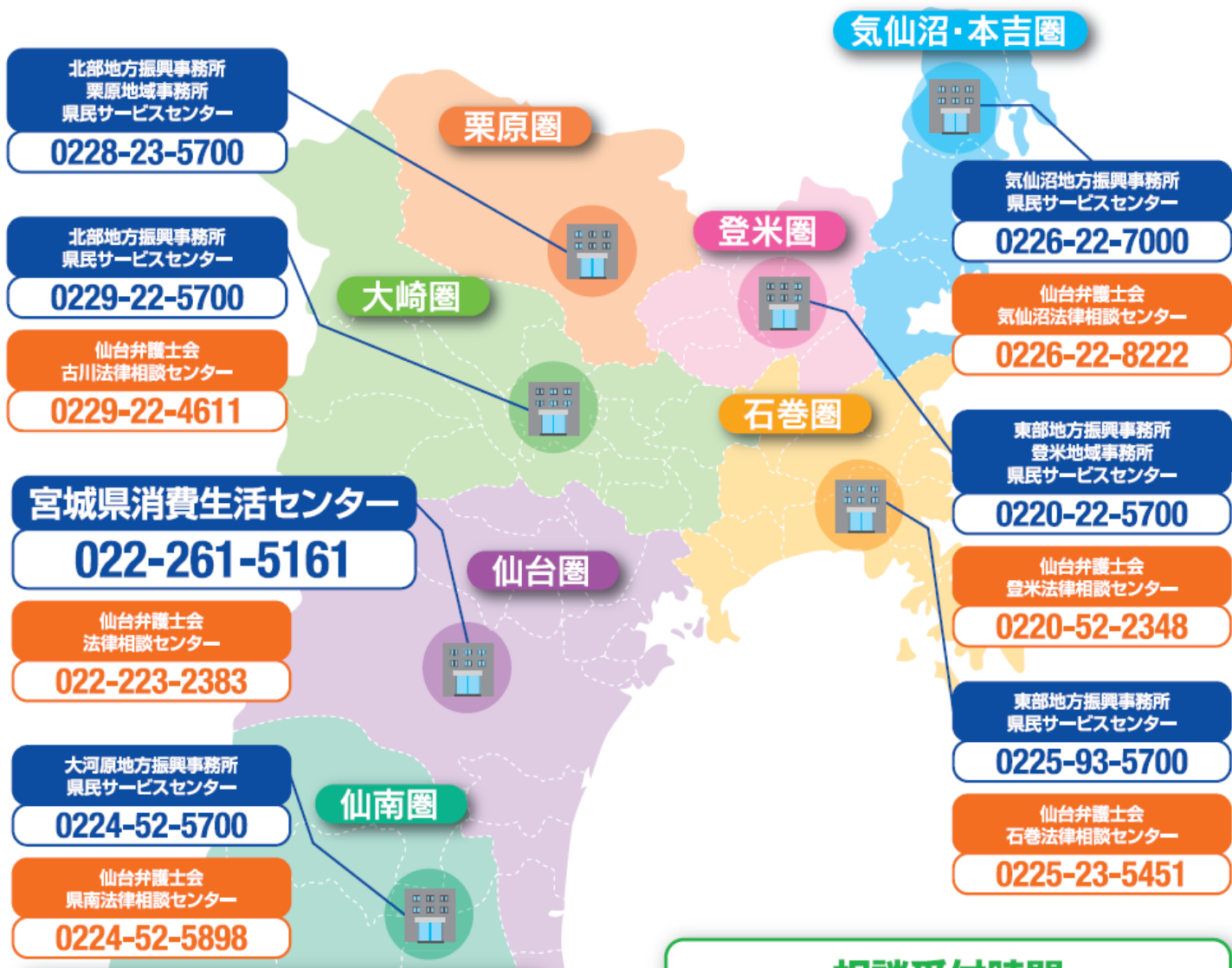


困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費者ホットライン**  
**188 (嫌や!)**  
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。  
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

**警察相談専用電話**  
**#9110**

**相談受付時間**

**宮城県消費生活センター**  
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。

**各地方振興事務所県民サービスセンター**  
平日:9:00~16:00  
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、  
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆学生・未成年者も要注意！マルチ商法のトラブル
- ◆送りつけ商法の予兆電話が増加しています
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ



## 5月は「消費者月間」です

### <消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（現在は「消費者基本法」）が昭和43年5月に施行されてから、20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

平成29年度統一テーマ

### 「行動しよう 消費者の未来へ」

目まぐるしく変化する情報化社会において、消費者を取り巻く環境や消費者の価値観は複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、消費生活においては、消費者被害の防止や消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要視されています。



### ★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

#### ○「消費者月間」パネル展

県庁1階ロビー開催：

平成29年5月15日～19日

県図書館開催：

平成29年5月24日～30日

（29日は休館）



これを機会に、消費生活について

皆さんで考えてみませんか？



## 学生・未成年者も要注意！マルチ商法のトラブル

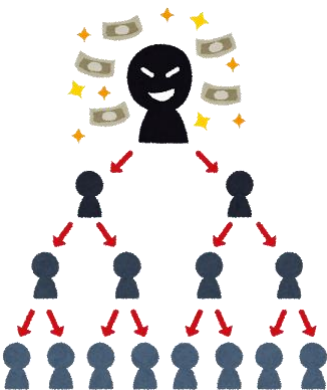
宮城県消費生活センターではマルチ商法（ネットワークビジネス）\*に関する相談が後を絶ちません。

春は新しい出会いが増える季節ですが、知人や友人など断りにくい人からの誘いであっても、興味がなければハッキリと断りましょう。

高校のときの同級生に、スマホで簡単に何十万円も稼げるというビジネスの勉強会に誘われた。講師から「ビジネスのノウハウを伝授する。3人紹介すれば儲かる」などと説明を受けた。入会金8万円と月謝3万円かかるので、お金がないから払えないと言ったが、「クレジットカードで支払えばいい」と言われ、リボ払いで支払うことにした。数人の友人にインターネットビジネスについて話したが加入してもらえず、負担したお金はすぐに取り返せるという説明と違う。カード会社から請求が来ても支払いができない。



### \*マルチ商法(ネットワークビジネス)とは



マルチ商法とは、商品やサービスを契約して販売組織に加入し、次は自分が買い手を探して新しい人を販売組織に加入させることで、ピラミッド式に組織を拡大させていく商法です。最近はネットワークビジネスとも呼ばれています。

実際に販売組織の会員になっても、簡単に販売成果が得られるわけではありません。自分のネットワーク（友人関係など）にものを販売することは大変難しいことです。商品が売ることができず借金と商品だけが残ってしまったり、自らが販売・勧誘したことで友人などに負担を背負わせてしまったり、また、しつこく周りを勧誘することで自分の信頼を失ってしまったりと、問題の起こりやすい販売方法です。

### ★アドバイス★

- 「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約してはいけません。
- 身近な人からの勧誘であっても、契約の意思がない場合は毅然とした態度で断りましょう。
- 万が一契約してしまっても、マルチ商法（ネットワークビジネス）の場合、契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含め20日以内であればクーリング・オフすることができます。
- 不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口へすぐ相談しましょう。



**お断りします**



## 送りつけ商法の予兆電話が増加しています



送りつけ商法とは、知らない業者から突然電話があり、注文していない商品をあたかも消費者が注文したかのように勘違いさせ、代金引換で受け取らせる悪質商法です。

「3カ月前に注文されたサプリメントが準備出来たので送ります。」と言われた。「自分は注文した覚えはない。」と断ったが、「絶対間違いないので送る。」と強引に言われた。

### ★アドバイス★

- 申し込んだ覚えもなく、必要のない商品の勧誘はきっぱりと断りましょう。
- 消費者が了承していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合は、支払の義務はありません。商品が届いても、安易に受け取らないようにしましょう。
- 商品が届いてしまったら、配達員に「商品の受け取り拒否」を伝えましょう。
- 万が一受け取ってしまった場合もクーリング・オフできる場合があります。
- 少しでも不審に思ったら、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。
- 事実でないことを言われて勧誘をされたり、勧誘時に脅される等恐怖を感じる場合は、警察にも相談しましょう。



## 宮城県消費生活センターからのお知らせ

### ●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。また、5月20日（土）と21日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承ください。

4月						
月	火	水	木	金	土	日
24	25	26	27	28	<del>29</del>	30
5月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	<del>3</del>	<del>4</del>	<del>5</del>	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	<del>20</del>	<del>21</del>
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

### <相談受付時間>

- ・しるしのない日  
午前9時～午後5時
- ・○で囲われた日  
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです。

